

憲法記念日 代表談話

日本国憲法が施行 77 年を迎えた。4 分の 3 世紀を超え、時代と国際情勢の変化に取り残されたまま、我が国の手足を縛ってきた現憲法の課題は明確になっている。

ロシアによるウクライナ侵略が続いているうえ、中国は軍備増強に突き進み、日本有事に直結する台湾有事が現実味を帯びつつある。北朝鮮は弾道ミサイル発射を繰り返している。これら核を持つ専制独裁国家に囲まれながら、国の根幹をなす最高法規が安全保障上の危機を乗り越えるだけの実効性を担保しているとは言い難い。

南海トラフや首都直下といった大震災やテロ、新型コロナウイルスに続く未知の感染症蔓延など、その他想定され得る有事にも対応しきれない。立法府が蝸牛の歩みを続けていることは許されない。国民の生命・財産、わが国の平和・安定を守るために、憲法改正を遅滞なく実現すべきである。

日本維新の会は、教育無償化、統治機構改革、憲法裁判所設置、自衛隊明記、緊急事態条項創設の 5 項目について条文案を示している。緊急事態時の議員任期延長等に関しては、国民民主党、衆議院会派・有志の会とともに条文案をまとめた。

岸田文雄総理は 9 月までの自民党総裁選任期中の憲法改正実現を目指すと公言している。この国民に対する重い約束を果たすには、遅くとも 7 月末までに国会発議をなし得なければならない。衆参の憲法審査会は足並みを揃え、ただちに起草委員会を設置し、項目を絞って改正条文案のとりまとめに着手すべきである。ゴールに向けて必要ならば定例日以外および閉会中の審査を鋭意行うことは言うまでもない。

国民主権を掲げる日本国憲法が、一度も国民の審判を仰いでいないのは大きな矛盾である。国民が主権を行使できる国民投票を早期に実施し、憲法を国民の手に取り戻そうではないか。国民の皆様の憲法問題への関心を大いに高め、議論に参加してもらうために憲法審査会の模様を NHK でテレビ中継することも強く求めたい。

日本維新の会は引き続き国会内外で憲法論議の先頭に立ち、一日も早く国民投票が実施されるよう全力を尽くしていく所存である。

令和 6 年 5 月 3 日

日本維新の会
代表 馬場伸幸